

第 88 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 4 年 3 月 28 日（月） 13：30～16：10
場 所	大津合同庁舎 3 階 入札室
出席委員	杉浦委員長、小林委員、須藤委員、中本委員、福山委員

結果

該当期間の入札契約手続きに問題は見られなかった。

議題（1） 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和 3 年 8 月～令和 3 年 11 月）

事務局	<p>下記資料を事務局より説明</p> <p>（資料 1） 入札方式別発注工事総括表</p> <p>（資料 2） 入札方式別発注工事一覧表</p> <p>（資料 3） 入札参加停止等の運用状況一覧表</p> <p>（資料 4） 審議対象工事等一覧</p> <p>（資料 5） 滋賀県発注工事等落札率の推移</p> <p>（資料 6） 落札決定誤りの状況一覧表</p>
委員長 事務局	<p>低入札価格調査実施が前年度から減っているが、理由はあるか</p> <p>特別に考えられる理由はない。発注の平準化は考慮するようしている。ただ、それが低入札の実施件数とは関係ないと思われる。</p>

議題（2） 抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①番号 192 【令和 03 年度第 83 号 ライフル射撃場耐震改修工事】

建築課 一般競争入札（事後審査型）

発注機関 委員	<p>（概要説明）</p> <p>ライフル射撃場という建物の特殊性は本件の入札参加資格に特別に考慮することがあるのか。落札業者の名称から電気工事を主たる工事と考えていたが、普通の建築工事なのか。特殊性がある工事なのか。</p>
発注機関 委員	<p>一般的な耐震工事であり入札参加資格等に特殊な要件を設定していない。</p> <p>入札参加者が 4 者であり少ない。特殊な建物と言うことで避けられたということは考えられないか。何か理由はあるか。</p>
発注機関	<p>技術者不足や手持ち工事量から避けられたのも一因であると思う。ライフル射撃</p>

委員	場を理由に避けられたとは考えていない。 最低制限価格の設定方法はどのようなものか。予定価格を基準に設定しているのか。
発注機関	予定価格を基準に設定している。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

②番号 305【令和 03 年度第 NS46-09 号 湖南中部浄化センター水処理設備分解整備工事】
南部流域下水道事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	参加可能業者数は何者いたのか
発注機関	34 者である。
委員	ゴミ処理施設などは施工業者が分解整備などの改修工事を行っている傾向にある。浄水施設もその傾向にあるのか。
発注機関	施工業者でなくても施工可能な工事であるが、施工業者には優位性はあると思う。
委員	入札参加要件（実績要件）の JV の出資比率とは何か。
事務局	JV での実績も認めるが、その JV での出資比率に一定割合を求めるという意味である。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

③番号 737【滋賀県立近江学園整備事業】

障害福祉課 一般競争入札（PFI）

発注機関	（概要説明）
委員	P F I 事業は収益性の高い事業。この近江学園のような福祉事業に P F I は珍しい。これまで滋賀県が導入したのは何件ぐらいか。施設は学校なのか。
発注機関	3 件（コラボしが、県立体育館、県営住宅）ある。近江学園は障害のある児童が生活する福祉施設である。
委員長	評価項目について「建設工事」の配点が高いように思える。
発注機関	建設の中に設計も含まれるような評価項目となっている。
委員	県産材使用についてのガイドラインの内容が反映できているのか
発注機関	ガイドラインの制定前の発注であったので反映はしていないが、評価項目では県産材の使用を加点項目としている。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

④番号 740【令和 03 年度第 12-4 号 際川河川環境保全工事】

大津土木事務所 随意契約

発注機関 委員	(概要説明) 緊急の必要があれば複数者と契約するという方法もある。1 者とした理由は何 か。
発注機関 委員長	工事場所の難易度、工事監理の難易度、安全上の理由から本件は 1 者とした。 契約の相手方を決める方法に防災協定に基づくものもある。今回との違いはある のか。
発注機関 委員長	災害の規模などにより契約の相手方を決める方法を使い分けている。 手続は適切と判断してよいか？ (各委員了承)

⑤番号 752【令和 03 年度第 X107-10 号 南郷桐生草津線 単独道路改築氾濫解析業務委託】

大津土木事務所 随意契約

発注機関 委員	(概要説明) 統合型水理モデルを使用できる業者は複数いると思う。受注者 1 者となる理由は あるか。
事務局	確かに「統合型水理モデル」を使用できる業者は複数者いる。しかし、今回の案 件の場合、「地先の安全度マップ」作成の際に用いられた「統合型水理モデル」 を使用し詳細設計に反映できる制度の高い解析が可能な業者は受注者 1 者に限 られる。
委員長	手続は適切と判断してよいか？ (各委員了承)

⑥番号 550【令和 03 年度第 400-1 号 長命寺川支流単独通常砂防設計委託】

東近江土木事務所 一般競争入札 (簡易型) (低入札)

発注機関 委員	(概要説明) くじ引きになる場面はどのようなものか。
事務局	価格競争では同額、総合評価では評価値が同値になれば「くじ」となる。
委員長	手続は適切と判断してよいか？ (各委員了承)

その他

事務局	(不適切事案に対する再発防止策 (研修実施、相談窓口の活用、書面指示の徹底 等) について説明)
委員長	研修の回数と人事異動の頻度に関係はあるのか
事務局	人事異動の頻度とは特に関係なく定期的に複数回研修を実施することを考えて いる。
委員	相談窓口の活用について、発注機関である土木事務所を相談窓口にしているが内

事務局	<p>容によっては発注機関であるからこそ相談しづらいものもあるのではないか。内容によって本庁で受けるというような別の窓口も設ける必要はないのか。</p> <p>書面指示の徹底について、行政指導は口頭でなされていることが多い中、行政指導を書面ですることの意味は、責任を明確化し行政指導の適正さを確保することである。書面を用いて指導なり、助言なりをすることは責任が明確化されて良いことである。</p> <p>相談窓口である技術次長は、同じ組織内であるものの発注課からは一定独立した立場で発注課を監視する立場である。本庁（技術管理課）で受けることも考えたが機動性等の観点から技術次長を相談窓口とした。</p>
委員	<p>また、開設予定の会計管理局の相談窓口の利用も内容によっては考えられる。</p> <p>事業者と発注者との関係性が対等でない場合に今回のような不適切事案が起こりうる。地方公共団体の契約には住民監査請求という制度もある。適正な契約業務をすべきである。</p>
委員長 事務局	<p>窓口の取扱いについて考えて欲しい。</p> <p>相談内容によっては相談窓口の段階を設けるなども検討できる。今後運用していく中で相談窓口のあり方を検討していく。</p>

以上